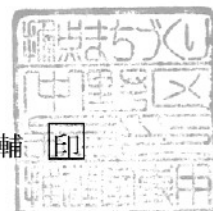


区政情報非公開決定通知書

中野区長 田中 大輔



平成19年10月5日に請求のありました区政情報の公開について、中野区区政情報の公開に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開することができない区政情報	中央中の警大跡地側に財務省所有が土地を確保、利用することが決まってから、そのことが中央中の教育環境に及ぼす影響について、区として調査、研究等をしたことがわかる資料。 何らかの対策をとるために、区として検討作業に入ったことがわかる資料。 当初警大跡地のF字道路沿いまで土地を取得予定だったものが、現在予定している土地(0.28ha)になってしまことについて教育委員会などが、その経過について関係者に説明等を求めたことがわかるもの。
公開することができない理由	該当資料は存在しないため。
担当	拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野 中野駅周辺整備担当 電話番号：3389-1111 内線：5843 担当：佐藤

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、中野区長に異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません（訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります）。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内にこの処分に対する異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。